
平成 23 年度 社団法人北海道環境保全協会研修会
東日本大震災災害支援報告会

資 料

資料 1	「一般廃棄物処理業を取り巻く諸状況」	• • • • P 1
資料 2	「業態変換（業界の将来性：守るから攻めるへ）」	• • P 4
資料 3	「東日本大震災災害支援報告」	• • • • • P 6

一般廃棄物処理事業を取り巻く諸状況

協業組合公清企業顧問 藤沢 武

1、一般廃棄物処理事業の位置付け

(1) 一般廃棄物とは

廃棄物処理法は、昭和 45 年 12 月 25 日公布、昭和 46 年 9 月 24 日施行された。

廃棄物処理法が対象とする「廃棄物」については、法第 2 条に定義規定が設けられており、「汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く）」が対象とされている。

また廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取り扱いの形態、取引価値の有無及び占有者の意思等総合的に判断することとされている。

廃棄物は、処理体系から一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、一般廃棄物は、ごみやし尿等の産業廃棄物以外の廃棄物であり、市町村によって原則処理されることになっている。

産業廃棄物は、事業活動に伴って生ずる廃棄物であって、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、鉛さい等の法及び政令で定められた 20 種類の廃棄物及び輸入された廃棄物であり、これらの産業廃棄物は事業者の処理責任に基づき処理されることになっている。

(2) 一般廃棄物の処理の形態（直営、委託、許可）

一般廃棄物の処理の形態としては、

- A 市町村が自ら公共サービスとして処理する場合（直営）
- B 市町村の委託を受けた者が市町村のサービスとして処理をする場合（委託）
- C 市町村の許可を受けた一般廃棄物処理業者が処理を行う場合（許可）
- D 事業活動に伴って生じた一般廃棄物を事業者自ら処理する場合（自己処理）

の 4 つに分類される。

市町村は A はもとより、B～D も含めて総括的な責任を有する。すなわち、こうした処理の形態が全体として整合性がとられ、適正に処理されるように一般廃棄物処理計画を策定し、処理計画に従って一般廃棄物を適正に処理しなければならない。

また、市町村は、公共サービスとしての一般廃棄物処理事業に関し、条例で定めるところにより手数料を徴収することができるが、この手数料は、

一般廃棄物の特性、処理に要する費用等を勘案して定めなければならないことになっている。

2、収集運搬等の業務委託の形態

(1) 委託にあたっての基本的な考え方

市町村が一般廃棄物の収集、運搬、処分等を業者に委託する場合は、政令で定める委託基準に従わなければならぬこととされており、この委託基準は、市町村がその責任の下に、市町村の代わりに一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を確保するという公共サービスを行う主体としてふさわしい者に委託するようにという観点から定められている。

(2) 委託形態（随意契約、指名競争入札、一般競争入札）

一般廃棄物処理事業の委託先を、地方自治法 234 条が明示する指名競争入札や一般競争入札により決定することに関しては、一般廃棄物処理委託契約が公法上の契約であるから地方自治法 234 条の規定が適用されないという考え方をとる人が多いと思われるが、適用されるという考え方をとる人もいる。

いずれにしても、要は、契約締結の方法に制限を加えている趣旨を勘案しつつ、個々具体的な契約ごとに、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して、合理的な裁量に基づいて判断すべきものと考える。

また、処理委託を随意契約にしなければならないという文言は、地方自治法や廃棄物処理法上どこにもなく、地方自治法 234 条の規定が適用されないとする札幌高裁の判例の中でも、契約の方法を、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約のいずれにするかは市町村の裁量にゆだねられていると述べられている。

3、合特法との関係

(1) 合特法とは

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の略称である。

水道の整備により仕事を失うし尿汲み取りなどの業者に、代わりの公共事業の受注や金銭保障、職業転換のための職業訓練支援などの便宜を図ることを自治体に許可した法律のことであり、経営難で業者が撤退することで、下水道に接続されていない市民の生活に支障が出るのを防ぐため、昭和 50 年 5 月に交付、施行された。

この法律の対象となる「一般廃棄物処理業等」とは、し尿処理業、浄化槽清掃業をいう。

(2) 下水道の普及率

北海道の下水道（処理人口）普及率は、平成 22 年度末で 88.1%と全国で 6 位である。しかし、市町村別に見てみると、札幌市の 99.7%から松前町や由仁町等の 0%まで千差万別である。

従って、対象とする区域の将来展望も含めた下水道普及率を見据えた上での合特法に基づく合理化事業計画の策定や代替業務実施の議論が必要となる。

(3) 合特法に基づく合理化事業計画策定状況等

環境省が平成 18 年に実施した調査結果によれば、合理化事業計画を策定した市町村は 22 都道府県 80 市町村で 4.4%、代替業務等の法の趣旨に則った措置を実施した市町村は 46 都道府県 445 市町村で 24.5%（回答市町村 1,813 ベース、措置実施市町村には計画策定市町村を含まない）となっているが、北海道で見ると、合理化事業計画策定市町村はゼロ、措置実施市町村も 10 に満たない状況である。

また、措置実施市町村の措置実施時の下水道普及率は 20%以下—38.5%、20~40%—23.4%、40~60%—20.1%となっており、その支援内容については、9割近くが業務委託である。

従って、先程の下水道の普及率を見据えた上で、合特法の趣旨が反映されると思われる市町村において、当該業務を行っている会員にあっては、日本環境保全協会が平成 15 年に策定した「合特法合理化事業計画策定マニュアル」等を参考に、自治体側に理解を求め具体策を引き出す努力が必要である。

加えて、収集運搬等の業務委託に関しましても、契約方法の変更を検討している市町村の仕事を受託している会員にあっては、日本環境保全協会が策定した「一般廃棄物処理業、委託契約のあり方及び新規委託・許可対策マニュアル」等を参考に、法の趣旨をしっかりと理解し、「経済性という一側面からのみで委託契約を捉えてはいけませんよ」と行政担当者にレクチャーできるよう勉強しておいていただきたい。

テーマ 「業態変換（業界の将来性：守るから攻めるへ）」

社団法人北海道環境保全協会会長 中山勝範

・背景

昭和62年4月1日に釧路厚生社と釧路清掃企業組合が合併し、企業組合は35年の歴史にピリオドを打ち、釧路厚生社に一本化となる。

この62年度より下水道の普及に伴う収集量の減少により、し尿収集体制は直営が2台減車の4台となり、委託車が11台の体制となる。

昭和60年代より、減車によるし尿収集体制の見直しが、毎年のように行われ、直営車のみならず委託車も減車を強いられ、代替え業務の受注に向け企業努力、または業態転換が急務となる。

・受注業務（代替業務）

業務名：大楽毛終末処理場維持管理委託業務

委託期間：昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで

委託金額：45,840千円（3,820千円／月）

従業員体制：業務責任者1名、技術員7名、清掃員1名

業務分担

日勤3名、夜勤2名での24時間、365日体制（清掃員を除く）

※市側常駐有り（平日の日勤のみ）

- ①汚水処理
- ②汚泥処理
- ③汚泥脱水
- ④ボイラー設備
- ⑤中央操作室及び電気機器
- ⑥各棟清掃及び場内環境整備

従業員資格要件

- ① 下水道維持管理資格者
- ② 電気主任技術者又は電気工事士
- ③ ボイラー技士又は小型ボイラー取扱者
- ④ 危険物取扱者乙種第四類
- ⑤ 酸素欠乏危険作業主任者

業務名：大楽毛終末処理場維持管理委託業務



報告者 社団法人北海道環境保全協会青年部会部長 高橋穰二

東日本大震災災害支援(石巻) 平成23年9月10~11日

(社)北海道環境保全協会青年部会
 (社)東京環境保全協会青年部
 (社)山形県水質保全協会青年部
 (公)宮城県生活環境事業協会



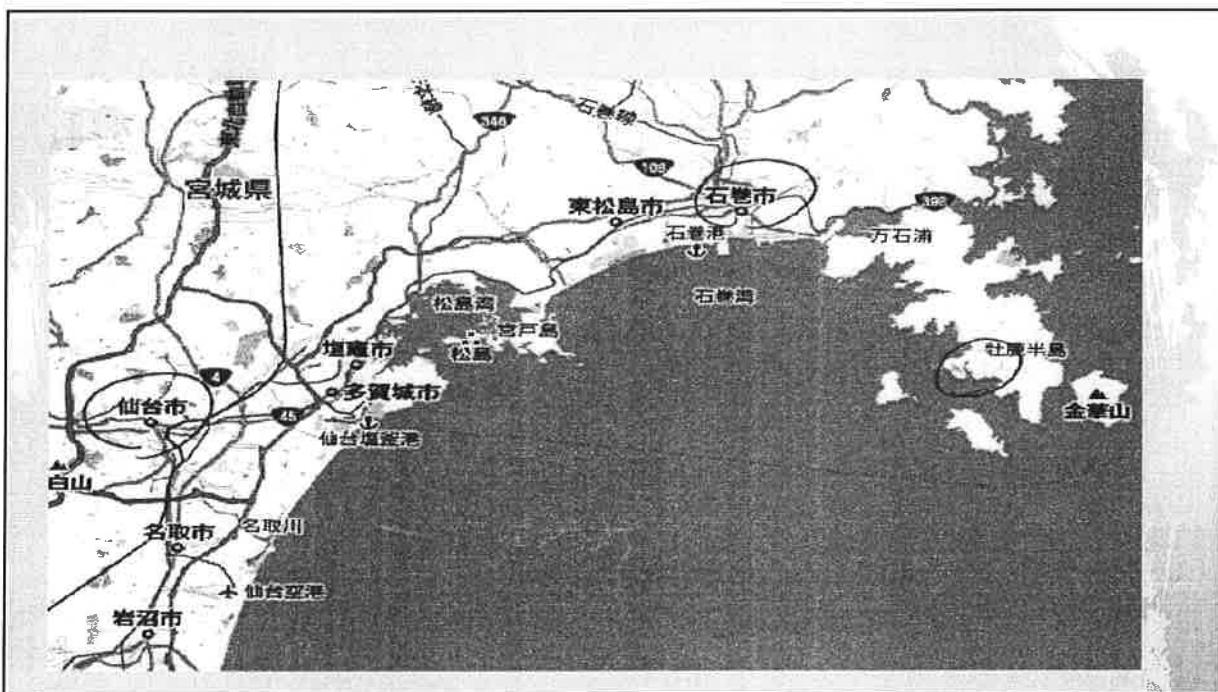
処理実行計画 4

2 5504

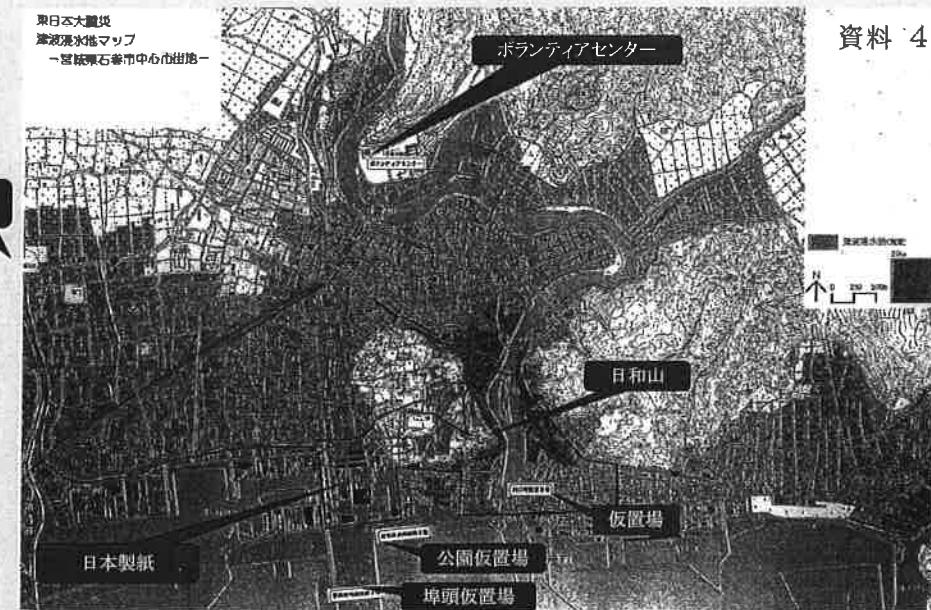
- ① 各施設の特徴は、できる限り施設内での起居及び日常生活を想定しますが、施設外での多いプロトコルや、感染症拡大時等、個別施設の能力を踏まつて試験的な運用も実施して行います。
 - ② 以上が具体的な利用料金は各施設にありますので、相談料金の負担を用意せしめ、二次負担を重視に取り扱う場合はいろいろな場合、相談料金の負担を用意せしめ、二次

表4-2 各地図プロットの立地場所	
高麗ナビゲーション	主な港湾
高麗・朝鮮ナビゲーション	丸山
高麗・朝鮮・日本ナビゲーション	新潟港、新潟港、新潟港
高麗ナビゲーション	石見港、佐世保、那珂湊、江戸港、名古屋、名古屋
高麗ナビゲーション	新潟港

④ 二女新晋会場の開催が可能となるまでの間に對して、成田は、二女新晋会場に附設する講堂、講じん室にて社説の著述の他に講義等を行なう所である。



資料 4



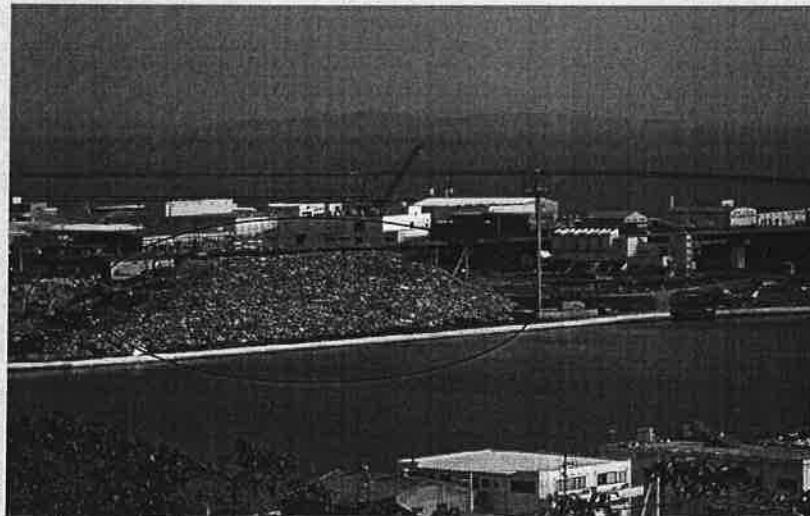
仙台空港7



仙台空港周辺 2



日和山からの石巻市 2



石巻港 2次仮置場 2



石巻港 2次仮置場 7



石巻港 周辺 3



石巻港 周辺 7(門脇小学校)



鮎川 7



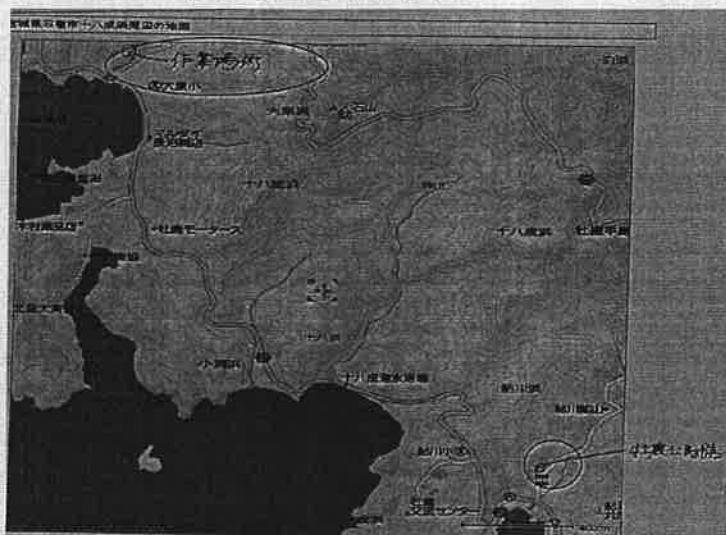
鮎川ボランティア支援センター 6



鮎川 作業場所付近 2



作業場所 2



牡鹿地区(震災前)



牡鹿地区(震災後)



大原浜地区(震災前)



大原浜地区(震災後)



作業 3



作業 7



作業 12



作業 14



作業 16



鮎川ボランティア支援センター② 5



ま　と　め

- ①作業効率
- ②事前調査・準備
- ③現場の状況

